

消防団活動・安全管理

マニュアル

令和5年4月

相馬市消防団

項目

第1項	総則	
1	はじめに	1
2	消防団の身分	1
第2項	平常時	
1	消防団員の心構え	2
2	貸与品の管理及び着用	2
3	資機材等の維持管理	2
第3項	権限と特例	
1	消防団員の権限	4
2	緊急自動車について	4
3	緊急自動車の特例	4
4	緊急自動車の特例を設けていない規定	5
第4項	指揮系統と任務内容	
1	火災出動時	6
2	水防出動時	6
3	自然災害等の大規模災害出動時	7
4	捜索出動時	7
5	その他の災害出動時	7
第5項	火災編	
1	火災出動	8
2	火災防御	9
3	撤収・引揚げ	11
4	消防団本部の設置	12
5	林野火災	12
6	火災防御活動における安全管理	12
第6項	水防編	
1	水防出動	14
2	活動内容	14
3	避難判断基準	15
第7項	捜索活動編	
1	出動要請	17
2	出動と安全管理	17

第8項	震災編	
1	活動準備	18
2	活動内容	18
3	安全管理	19
4	応急手当	19

第9項	相馬市消防団の概要	
1	管轄区域	20
2	入団条件	20
3	遵守事項	20
4	組織概要図・報酬	21
5	定員及び配置（階級別定数含む）	21
6	階級・報酬	22
7	出動手当	22
8	福祉共済	23
9	火災共済	24
10	消防団員等公務災害補償	26
11	退職報償金制度	29

第1項 総則

1 はじめに

消防の任務は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害による被害を軽減することである。

消防団は、地域住民の最も身近な防災機関であり、消防活動をはじめ各種の予防啓発活動及び防災指導など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果たしている。特性である地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かして様々な災害から住民を守ってきた。しかし、近年の災害は、多様化、複雑化及び高度化しており、危険要素が数多く存在する災害現場では、よりの確な安全確保が必要になっている。

このようなことから、各種災害現場での消防団活動と安全管理を明確にすることで、すべての団員が安全、迅速かつ現有する消防力と組織力を最大限に発揮させることを目的とし、団員の活動の手引きになるように、本マニュアルを作成するものである。

本マニュアルにおいて明確化した安全対策が各種災害現場で確保され、団員一人ひとりが常に安全に対する配慮と確認を意識しながら活動することを願う。

2 消防団の身分

地方公務員法及び消防組織法に規定された、市町村における非常勤の特別職地方公務員である。

したがって、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として、節度ある行動をとり、法令を遵守し、他の模範となるよう努めなければならない。

消防団員には、年間の活動に対して、団員報酬が支払われ、5年以上勤務した者には退職報償金が支給されるほかに、福祉共済制度に加入するため、公務中はもちろん、公務外でも万が一死亡や高度障害、入院の場合には給付金、見舞金が支給される。

さらに、消防団員は、災害現場で危険な活動に従事することから、活動中に死亡、若しくは負傷または疾病にかかった場合には、公務災害補償が受けられる。



第2項 平常時

1 消防団員の心構え

消防団員は、様々な災害から地域住民を守るために組織されている。地域住民にとって最も身近な防災リーダーとして頼りにされる存在である。常に防災意識を高く保つとともに、訓練等を適時実施し、災害発生時に万全を期せるよう心掛けること。

2 貸与品の管理及び着用

消防団員は、次の貸与品の日常管理、活動時の安全確保等のため装備品の着用に関心を持つこと。

品目	員数	使用期間	貸与の区分	貸与該当者
甲種衣	上下一組	十年	給与	分団長以上
夏衣	上下一組	五年	給与	副分団長以上
階級章	(金属製)	一個	貸与	副分団長以上
	(布製)	一個	貸与	全団員
制帽	二個	十年	給与	副分団長以上
略帽	一個	五年	給与	副分団長以上
アポロキャップ	一個	五年	給与	全団員
乙種衣 (法被)	上衣	無期	貸与	全団員
帯	一本	無期	貸与	全団員
ネクタイ	一本	五年	給与	分団長以上
ゴム製長靴	一足	五年	給与	全団員
半長靴	一足	五年	給与	副分団長以上
活動服	上下一組	五年	給与	全団員
防寒用上衣	一着	五年	貸与	副分団長以上
ベルト	一本	五年	給与	全団員
雨衣	上下一組	五年	貸与	全団員

※相馬市消防団員の被服等貸与規定より

その他

救命胴衣 (ライフジャケット)	デジタル簡易無線機
安全帽 (ヘルメット)	担架

3 資機材等の維持管理

災害発生時の安全で迅速な消防活動のためには、車両や資機材の適切な維持管理が不可欠である。各分団で、機械器具の適正管理や点検を定期的に行うとともに、取扱訓練等も随時行うこと。

(1) 車両、小型動力ポンプの点検

車両や小型動力ポンプは、消防活動に欠かせないものである。定期的に行う作動試験や車両点検を行い、災害発生時に迅速に対応できるよう努めること。

また、車両や小型動力ポンプの燃料は常時3分の2以上にしておき、予備燃料を適宜準備しておくこと。

なお、異常を発見した場合は、必ず市地域防災対策室まで報告すること。

(2) 車両の運行記録

車両を運転した時は、必ず運行記録簿に記入すること。なお、車両の異常等が発見した場合は、運行記録簿に記入し、必ず市地域防災対策室まで報告すること。

(3) 資機材等の点検

春季検閲式、秋季検閲式、出初式時に資機材の点検を実施すること。この3回以外にも定期的に点検を実施し、維持管理に努めること。

なお、不足や不備があった場合は、必ず市地域防災対策室まで報告すること。



第3項 権限と特例

1 消防団員の権限

情報提供 消防法第25条3項	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。
緊急自動車の特例 消防法第26条 道路交通法 第39条・第41条 第71条・第72条・第75条 道路交通法施行令 第12条・第27条	消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。 ○2 消防車の優先通行については、道路交通法（昭和35年法律第百五号）第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによる。 ○3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。 ○4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。 （下記に詳細記載）
緊急通行権 消防法第27条	消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
消防警戒区域の設定 消防法第28条	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
緊急措置権 消防法第29条	消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 緊急自動車について

◆緊急自動車の三要件（道路交通法施行令第14条）

- ①緊急の用務（消防活動・災害等）であること。
- ②運転中であること。
- ③赤色の警光灯を点し、かつサイレンを鳴らしていること。

※車両が停止中、災害現場からの引き上げ時、訓練中等は、緊急自動車の三要件を満たしていないため、特例を受けることはできない。

3 緊急自動車の特例

◆緊急自動車は、用務の特殊性から法令上多くの特例が認められている。

- ・右側通行の特例
- ・停止義務免除の特例
- ・通行禁止道路通行の特例
- ・安全地帯、立入禁止部分進入の特例

- ・キープレフトの原則除外の特例
- ・歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例
- ・車両通行帯に従わない通行の特例
- ・路線バス等優先通行帯通行の特例
- ・路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例
- ・車両横断禁止標識、転回禁止標識等に従わない特例
- ・進路変更禁止場所での進路変更の特例
- ・二重追越しの特例
- ・追越し禁止場所での追越しの特例
- ・交差点での右左折方法に従わない特例
- ・進行方向を指定した通行区分に従わない特例
- ・横断歩道接近時の減速義務免除の特例
- ・自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例
- ・横断歩道及びその手前30m以内での追抜き禁止除外
- ・自転車横断帯及びその手前30m以内での追抜き禁止除外
- ・シートベルト装着緩和の特例
- ・交通事故を起こした場合の運転継続の特例
- ・本線車線での横断、転回、後退ができる特例
- ・加速車道を通りしないで本線車道に流入できる特例
- ・出口に接続する車線や減速車線を通りせず流出できる特例
- ・最高速度の特例

4 緊急自動車の特例を設けていない規定

緊急自動車には、多くの特例が法令上認められているが、安全運行のため特例が認められていない規定がある。

- ・歩行者用道路（歩行者天国等）での注意徐行義務
- ・歩道通行の義務
- ・軌道敷内通行の禁止
- ・急ブレーキの禁止
- ・車間距離の保持
- ・左側追越しの禁止
- ・割込み運転の禁止
- ・横断歩道のない交差点での横断歩行者の保護義務
- ・徐行場所での徐行義務
- ・合図を行う義務及び不要な合図の禁止
- ・警音器鳴らせの標識に従う義務
- ・安全運転の義務
- ・事故発生時の運転を停止する義務

※緊急自動車であっても徐行義務は免除されない。

第4項 指揮系統と任務内容

消防団（消防組織法第18条第3項）

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

1 火災出動時

火災出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。指示がある場合は、常備消防の指揮の下、活動すること。

役職	任務内容
団長 副団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 常備消防本部指揮隊と協働し運営を行う。 消防団指揮本部の運営を行う。
分団長	分団の統括指揮と安全管理を指示する。
副分団長 部長	消防団指揮本部からの指示を分団員に伝達する。 水利確保、中継体制、筒先配備の指示と把握に努める。
班長 機関員	班の統括指揮と安全管理を指示する。 分団長、副分団長からの指示を班員に伝達する。 的確な水利確保、筒先配備を心掛ける。 活動支援（警戒区域の設定、飛び火警戒、照明確保等）を積極的に支持する。
団員	上級階級者の命を受け、その任務に従事する。

2 水防出動時

水防出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。指示がある場合は、災害対策本部又は常備消防の指揮の下、活動すること。

役職	任務内容
団長 副団長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 災害対策本部と連携し、各活動の方針等の決定を行う。 各活動の情報を整理し、災害対策本部への伝達を行う。
分団長 副分団長 部長	分団の統括指揮と安全管理について指示する。 団本部からの指示を分団員に伝達する。 被害及び活動状況等を団本部へ報告する。
班長 機関員	班の統括指揮と安全管理を指示する。 分団長、副分団長からの指示を班員へ伝達する。 被害及び活動状況等を分団長、副分団長へ報告する。
団員	上級階級者の命を受け、その任務に従事する。

3 自然災害等の大規模災害出動時

自然災害等による大規模災害時は、同時多発的かつ広域に被害が発生することが予想される。水防出動時の指揮系統、任務内容に準じ活動すること。団長、副団長は、災害対策本部に参集し、状況及び情報の収集を行い、統括指揮にあたること。

4 捜索出動時

行方不明者が発生し、警察署から市を通して捜索要請があった場合の指揮系統、任務内容は、団長の指示のもと活動にあたること。

5 その他の災害出動時

団長及び副団長の指示のもと、柔軟に対応すること。

第5項 火災編

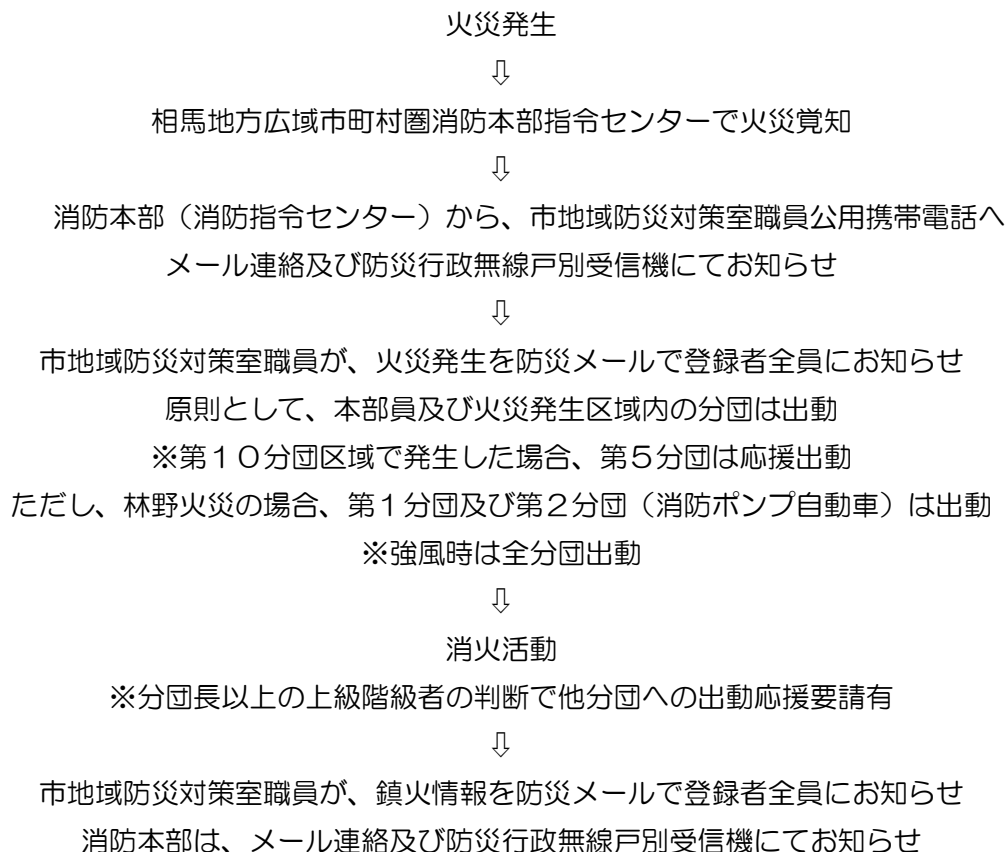
1 火災出動

(1) 出動体制

火災発生を覚知した時は、原則として本部員及び火災発生区域内の分団が出動する。

※他分団は、指示があるまで待機とする。

【火災出動時フローチャート】



火災種別	火災内容	出動の有無
建物火災	建物またはその内容物が焼損した火災	出動する
林野火災	森林、原野または牧野が焼損した火災	出動する
車両火災	車両及び被けん引車または積載物が焼損した火災	適宜
その他の火災	上記以外の火災 (空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、電柱等の火災)	出動する

※火災種別には他に、船舶火災、航空機火災がある。

※車両火災は、燃料等による消火に対応する資機材がないため、消防本部からの要請の有無で判断する。

(2) 出動時

① 屯所等に参集

◆ 自家用車で参集する際は、道路交通法等を遵守し、はやる気持ちを抑えて安全運転を心掛けること。

②出動準備

- ◆車輪止め等を確認し、出動できる体制を整えること。
- ◆活動服、安全帽、長靴等消火活動を行える服装を着用すること。
- ◆車両に備え付けまたは積載している資機材の落下防止を確認すること。
- ◆シャッターは、完全に開放されていることを確認すること。

③消防車での出動

- ◆原則、2名以上で出動し、団員全員で安全確認を行うこと。
- ◆車庫等から出動する際に、クラクション等により歩行者、一般車両へ注意喚起すること。
- ◆サイレンを吹鳴（警鐘含む）し、赤色灯、前照灯及び標識灯を点灯すること。
- ◆緊急自動車の特例を過信することなく、常に安全確認をし、赤信号、T字路、交差点等への進入時は、必ず徐行又は、一時停止をすること。
- ◆赤信号、T字路、交差点等への進入時及び一般車両を追い越す場合等は、サイレンの吹鳴や拡声装置等を活用すること。
- ◆現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないように停車し、車輪止めを使用して事故防止に努めること。

④個人での出動

- ◆個々に災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に道路交通法等を厳守し、安全かつ確実に現場に向かうこと。
※緊急自動車ではありません。
- ◆自家用車での現場付近の駐車は、消防車両等の緊急車両の進入、移動等の障害にならないよう特に注意すること。

(3) 現場到着時

- ◆通行の妨げになる道路に停車する場合は、車両のハザードランプを点灯し、駐車ブレーキをかけ、車輪止めを使用すること。
- ◆火災現場では、二次災害を防ぐため、風上などの危険の少ない場所に停車すること。
- ◆車両を移動する時は、必ず周囲を確認し誘導員を配置して行うこと。

2 火災防御

(1) 水利部署時

- ◆水利部署時は、車両のハザードランプを点灯し、停車を周囲に知らせること。
- ◆地下式消火栓及び防火水槽の蓋は、転落防止のため、吸管を伸長してから開けること。開けた後は、ロープやカラーコーン等を表示するとともに団員を配置すること。
- ◆消火栓に水利部署する時は、吸管結合前に水を出すこと。
※錆水や砂利等を除去し、ポンプ等の破損を防ぐため。
- ◆吸管結合確認動作は必ず行うこと。吸管操作はできるだけ2名以上で実施すること。
- ◆消火栓の開閉動作は、ゆっくりと行うこと。
※一気に開けると水道管を破損する可能性があるため。

- ◆夜間に水利部署した場合は、照明等をつけ二次災害防止に努めること。
- ◆地下式消火栓を使用した場合、蓋がはずみで閉じる可能性があるためスピンドルドライバーは、吸管を離脱するまで抜かないこと。
- ◆吸管が角等にあたる時は、枕木を使用すること。

(2) ホース延長時

- ◆ホースは無理な本数の搬送は行わず、金具部を保持し、ホースの垂れ下がりがないように搬送すること。
- ◆ホース延長時は、伸長方向を確認し、歩行者や障害物に注意すること。
- ◆ホース結合時は、必ず結合確認動作を行い、通水による離脱がないようにすること。
- ◆ホースの折れ曲がり、放水圧の低下に直結するため、ホースは極力折れ曲がらないように延長すること。

(3) ポンプ運用時

- ◆放水位置や、ホースの本数を確認し、効果的なポンプ運用に努めること。
- ◆放水口の開閉やスロットル操作は、急激な圧力の上昇などがないようにゆっくり行うこと。
- ◆長時間活動する場合は、車両やポンプの燃料の確認を定期的に行い、不足する前に班長等の上級階級者に報告すること。

(4) 放水活動（筒先配備）時

- ◆建物の燃焼状況、焼損程度等を見極め、家屋、壁体の倒壊、屋根等の落下等の危険を考慮し、筒先部署位置を選定すること。
 - ◆余裕ホースを十分にとり、移動や危険時退避が速やかに行えるようにすること。
 - ◆放水中は、筒先を絶対に離さないこと。
 - ◆注水する時は、火炎熱気の吹き返しによる危険があるため、開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行うこと。
 - ◆筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒等を防止すること。
 - ◆延焼危険が高い面を優先に放水し、延焼を阻止すること。
 - ◆石造、レンガ造は倒壊の危険があるので、むやみに侵入や接近をしないこと。
 - ◆鉄骨製の部材が使われている建物火災においては、熱により鉄製部材の変形が起こり、これにより建物が崩落する危険性があるので注意すること。
 - ◆ソーラーパネル、電気配線等は、感電の危険性があるため、注水には注意すること。
 - ◆工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、やみくもな放水を避け、確実な情報を得るまでは延焼防止活動に専念すること。
- ※危険物等の注水禁止物質が貯蔵されている可能性があるため。

【ウォーターハンマー（水撃作用）】

放水中に、ノズルや放水口の急激な開閉やホースライン上を自動車が通過したりすると水の流れ（運動エネルギー）が瞬間的に圧力エネルギーとなって、ポンプやホースに衝撃を与える。この衝撃をウォーターハンマーといい、衝撃が大きい場合、ポンプの破損や団員の受傷事故が起きる可能性があるので注意すること。

○防止対策

- ◆ ノズルや放水口の急激な開閉をしない。
- ◆ ホースを自動車等に踏まれない位置にホースを延長する。
- ◆ 道路を横断する時は、必ずホースブリッジを使用し、誘導員を配置する。

（5）残火処理

- ◆ 再燃しないように徹底した消火にあたること。
- ◆ 常備消防及び警察において原因調査が行われるため、現場保存を心掛けること。
- ◆ 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、十分に注水すること。
- ◆ 燃焼状況によって、建築物が脆くなっている可能性があるため注意すること。

3 撤収・引揚げ

- ◆ 使用した資機材の積み忘れがないよう、団員全員で積載の確認をすること。
- ◆ 小型動力ポンプのロック等、資機材が走行中に落下しないよう、確実に積載し、必ず確認をすること。
- ◆ 消火栓や防火水槽の使用後は、蓋の閉鎖を必ず行うこと。
- ◆ 屯所到着後は、次の出動に備え、燃料や資機材の確認、手入れを行うこと。

【活動後のポンプの手入れのポイント】

○各ドレンコック、バルブ、放水口、中継口等をすべて開け、完全な水抜きを実施すること。（現場の撤収時に開けておき、引き上げ後閉めるようにすると、水が振動で抜けやすくなる。）

○自然水利を使用した場合は、消火栓等の清水にてポンプや配管内の泥抜きを実施すること。

○冬季は必要に応じて、不凍液を吸入させること。（不凍液注入装置がある場合は、装置を使用する。装置がない場合は、吸水口、放水口に不凍液を入れポンプを始動し、真空をかけて不凍液をポンプ内に循環させる。）

※その他、取扱説明書に凍結防止対策が記載されている場合、上記の方法に限らず、取扱説明書に従って凍結防止対策を行うこと。

4 消防団指揮本部の設置

団本部は、火災規模など、必要に応じて消防団指揮本部を設置する。
場所は、火点付近の安全かつ消火活動に支障がない場所に設置する。

- ◆常備消防と連携し、活動方針を決定する。
- ◆団員の活動及び安全管理の指揮監督を行う。
- ◆災害状況、被害状況、活動状況の情報収集を行う。
- ◆鎮火後の残火処理や警戒巡視などの調整を行う。

5 林野火災

- ◆班長、分団長等は出動隊ごとの人数を把握しておくこと。
- ◆夜間の活動は危険性が高いため、照明器具等を活用し、安全管理に十分配慮すること。
- ◆延焼速度が速いため、風下側への筒先配備を心掛けること。
- ◆小型動力ポンプは、安定した地面に配置すること。不安定な場合はロープなどで固定し、団員を配置すること。

6 火災防御活動における安全管理

火災現場では、数多くの危険が潜んでいる。常に注意を払い、危険回避に努めるとともに、分団長、副分団長、部長、班長は常に活動等を監視しながら団員の安全管理について指揮監督すること。

(1) 落下物による危険

瓦や窓ガラス等、上部からの落下物に注意し、安全帽を確実に着用するとともに、建物の真下に入らないこと。

(2) 建物の倒壊による危険

火災建物は焼け細り等による倒壊の危険性が高まることから、活動の際は、危険個所の周知を徹底すること。

(3) 転倒による危険

火災現場は、がれきやホース等の資機材で足元が悪く、夜間の場合は視界不良により、転倒による危険性が高まることから、足元の確認を怠らず、照明器具等を積極的に活用すること。

(4) 煙による危険

火災時に発生する煙には、人体に有害な物質が多く含まれていることから、極力煙の吸い込みがないよう注意するとともに、必要に応じて噴霧放水による煙の排除を行うこと。

(5) 感電による危険

送電中の電線等への直接放水は絶対に行わないこと。また、近年はソーラーパネルや蓄電池の普及に伴い、電源が遮断されても蓄電している物もあるため、むやみな放水はしないこと。

(6) 爆発の危険

一般住宅では、プロパンガスやスプレー缶などによる爆発危険が潜在する。筒先員は、肌の露出を極力控えること。また、工場火災では注水禁止物質の貯蔵をしている可能性もあるため、必ず常備消防の指示に従い活動すること。

(7) 火災現象による危険

フラッシュオーバーやバックドラフト等の現象が起こると急激な燃焼が広がる。むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開放したりしないこと。

(8) その他の危険

火災現場では、上記の他にも凍結によるスリップや、熱中症の危険性、釘の踏抜きや一般車両との接触など様々な危険がある。団員は、常に安全管理を意識するのは勿論、分団長や副分団長等は、常に団員の活動状況を把握し、必要に応じて指示や監視員の配置を適宜行うこと。

第6項 水防編

局地的集中豪雨や台風は同時多発的に水害を発生させることがあるため、市、常備消防、警察、消防団の連携強化が求められる。

1 水防出動

(1) 出動体制

- ◆市から出動の要請を受けた時。
- ◆その他、出動の必要がある時。

(2) 出動

①出動準備

- ◆雨具や救命胴衣など、水防活動に必要な装備を装着し最低2名以上で活動すること。
- ※単独での活動は絶対に行わないこと。

②消防車での出動

- ◆緊急走行は、火災出動に準じて注意すること。
- ◆豪雨の際は、視界不良になるため、焦らず周囲や道路状況に注意して走行すること。
- ◆冠水した路面では、車両の水没の危険があるため、水深を確認してから走行すること。走行が困難なほど冠水している場合は、無理せずに車両を停止すること。
- ◆山際や崖際などに部署する場合は、がけ崩れ等に巻き込まれないよう、安全だと思われる位置への部署や、団員を車両に配置させるなどし、緊急時は退避できるよう考慮すること。

③個人での出動

- ◆火災出動に準じて行うこと。
- ◆各分団又は班で安全な参集場所を決め、水防活動に従事すること。
- ※水防出動時は、悪天候時となるため、極力個人での出動はせず、屯所等に集合してから出動すること。

2 活動内容

(1) 巡視活動

- ◆河川等を中心に水位の巡視を行うこと。
- ◆水位の報告は災害対策本部へ随時報告すること。
- ◆消防車両で巡視する場合は、赤色灯を点灯し、警鐘を鳴らすこと。
- ◆道路の冠水状況、崖崩れ、洗堀箇所等の情報は、災害対策本部へ随時報告するとともに携帯電話やカメラ等を活用して記録すること。
- ◆通行等に危険がある場所を発見した場合は、バリケード等を設置し注意喚起を行うとともに、設置場所、設置時間等を災害対策本部へ報告すること。

(2) 水防活動

- ◆被害の軽減を目的にする活動を行うこと。
- ◆河川で活動を行う場合は、落下や転落防止の措置を必ず行うこと。
- ◆夜間は照明器具等を積極的に活用すること。
- ◆洗堀箇所などの危険個所は、団員間で情報共有し、進入の規制を図ること。

(3) 避難誘導

- ◆災害対策本部の指示、または危険と判断した場合は、区域の居住者、滞在者、その他の者の避難誘導を実施すること。土砂災害の予兆現象が見られた場合も同様とすること。
- ◆状況によっては、垂直避難（上階への避難）を促すこと。
- ◆崖地が近接している場合は、崖と反対側の部屋などへの避難を促すこと。

(4) 警戒区域の設定

- ◆車両の通行危険や土砂災害などが予測される場合は、バリケードや車両等を活用し、警戒区域を設定し、立入の規制を行うこと。
- ◆警戒区域を設定した場合は必ず、災害対策本部へ報告すること。

(5) 広報活動

- ◆特別警報や避難指示の発令又は、その他指示があった場合は、避難や状況について拡声装置等を活用し広報活動を行うこと。
主な広報活動区域は別添図面参照

3 退避判断基準

(1) 水防活動時

- ◆下記の前兆現象が見られた場合は、上級階級者からの指示の有無に関わらず、作業を中止し退避すること。なお、退避した場合は、上級職への報告を行うこと。
 - ・洗堀箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
 - ・法面の崩れが天端まで達しているとき。
 - ・漏水の水量が多く、濁っているとき。
 - ・漏水に泡が混じった状態のとき。（破堤の危険が迫っている。）

(2) 土砂災害計画活動時

- ◆下記の前兆現象が見られた場合は、上級階級者からの指示の有無に関わらず作業を中止し退避すること。なお、退避した場合は、上級階級者への報告を行うこと。

《がけ崩れ》

- ・通常、湧水のない崖の途中から湧水が噴出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、その水が濁っているとき。（湧水が止まった時は、崩壊の危険性が大きい。）
- ・降水量に変化はないが、溪流の水が急に増減したとき。
- ・崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。
- ・崖上に亀裂、水濁りが生じたとき。
- ・家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。

《土石流》

- ・腐った土の匂いがするとき。
- ・山鳴りがするとき。
- ・根切れの音がするとき。
- ・沢の水が、濁ったり流木が混ざったりするとき
- ・雨が降り続けているのに川の水量が急激に減少したとき。

《地すべり》

- ・崖や山間部の斜面から水が沸き出たり、地面にひび割れができたとき。
- ・地面の一部に凹凸ができたとき。
- ・山の立木が不揃いになったり、井戸の水が濁るとき。



第7項 搜索活動編

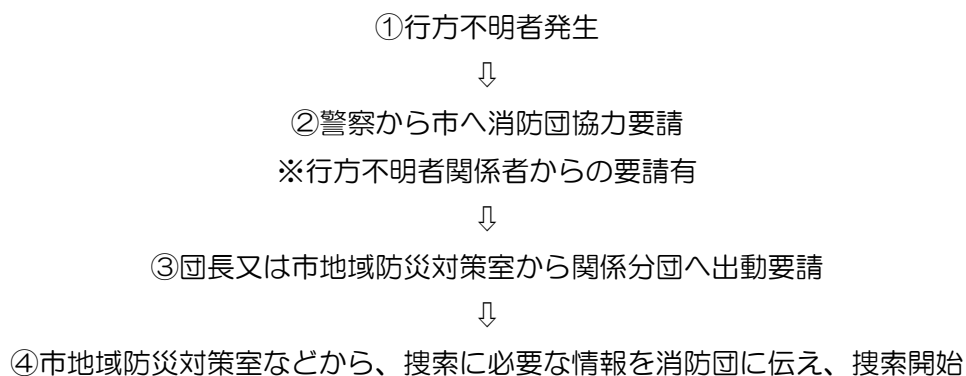
行方不明者の搜索活動は、長時間かつ場合によっては、山間部での活動が予測される。班長以上の上級階級職は、団員の安全管理を徹底し、市、警察等と連携した活動を行うこと。

1 出動要請

消防団が行方不明者搜索活動を行う場合は、原則として、警察から市を通じての要請によるものとする。市以外（行方不明者の家族等）から直接、分団や団員に要請があった場合は、必ず市に連絡すること。

※単独での搜索は絶対行わないこと。

【行方不明者搜索のフローチャート】



2 活動と安全管理

- ◆決して単独行動はせず、複数名で活動すること。
- ◆デジタル簡易無線機や携帯電話等を活用し、連絡体制の確保に努めること。
- ◆活動終了時間等が明確にされているときは必ず時間を守ること。
- ◆草むら等では、とび口を活用し搜索すること。
- ◆傾斜地等、転落危険のある場所では、ロープ等による身体確保を行うこと。
- ◆定期的に水分補給をすること。
- ◆行方不明者を発見した場合は、身元の確認及び体調の確認をするとともに上級階級者及び団本部に連絡をすること。また、発見時の時間、場所等を記録しておくこと。
- ◆行方不明者が死亡している場合は、現場保存に徹すること。

第8項 震災編

大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生する恐れがある。消防団員は、自分の命を守ることに、その後、多くの命が救えることを認識し、自己及び家族の安全を最優先とする。活動可能な場合は参集出動するとともに、人命に関わる救助事案、火災事案を優先して対応すること。

なお、本マニュアルに記載された内容に加え、相馬市消防団震災対応マニュアル（平成27年2月策定）を参照すること。

1 活動準備

(1) 屯所等に参集（自己及び家族の安全が確保された場合）

- ◆参集途上において、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集すること。
- ◆参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した場合は、付近住民の協力を得るなどして初期消火、救助活動を実施すること。
- ◆最初に屯所に参集した団員は、建物の周囲を見渡し、倒壊の危険がないことを確認したうえで立ち入ること。
- ◆屯所が被災し使用できない場合は、速やかに市（災害対策本部）又は団本部へ連絡すること。

(2) 状況確認

- ◆参集した団員は、参集途上の被災状況を分団で取りまとめ、団本部及び市（災害対策本部）に報告すること。

2 活動内容

(1) 活動の手順

①状況調査

- ◆各分団で管轄区域内を巡回し、次の情報を収集する。
 - ・人的被害の状況
 - ・道路、河川等の被害状況
 - ・家屋の損壊状況
 - ・消火栓、防火水槽等の被害状況
 - ・地域における安全な場所
- ◆メモやカメラ等で被害状況を記録しておくこと。
- ◆収集した情報は、分団で取りまとめて団本部及び市（災害対策本部）へ報告すること。

②消火活動

- ◆大規模災害時には、同時多発的・火災発生への恐れがある。同時多発火災は、消防力が分散され、更に道路、橋梁等の損傷により応援部隊が対応できないことも想定されることから、自身の安全を確保したうえで、消火活動を行うこと。
- ◆火災が延焼拡大し、火災の制圧ができない場合は、住民の避難誘導を優先すること。

③救助活動

- ◆救助活動は、人命の救助を優先して行うこと。
- ◆救命措置を必要とする人を優先して救出すること。
- ◆現場付近全体の安全確保のため、監視員を配置することが望ましい。

④避難誘導

- ◆車両の拡声装置等を活用し、避難する方向又は方法を示し、冷静沈着に行うこと。
- ◆病院、高齢者施設、障がい者施設の利用者や自力避難困難者など、災害弱者の避難誘導にあたること。

3 安全管理

(1) 余震による危険

- ◆大規模地震後は余震が発生し、これに伴う建造物の崩落、倒壊、落下の可能性がある。安全を確認してから侵入や接近をすること。

(2) 建物倒壊による危険

- ◆大きな揺れを受けた建物等は、倒壊の可能性が著しく高くなるため、安全を確認してから侵入や接近をすること。

(3) 地割れ等による危険

- ◆地震により道路状況が悪化している場合がある。消防車両で移動する場合は、走行速度を落とし、道路状況に対応できるようにすること。

(4) 感電の危険

- ◆電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルや蓄電池などからの漏電に注意し、放水及び接近は控えること。

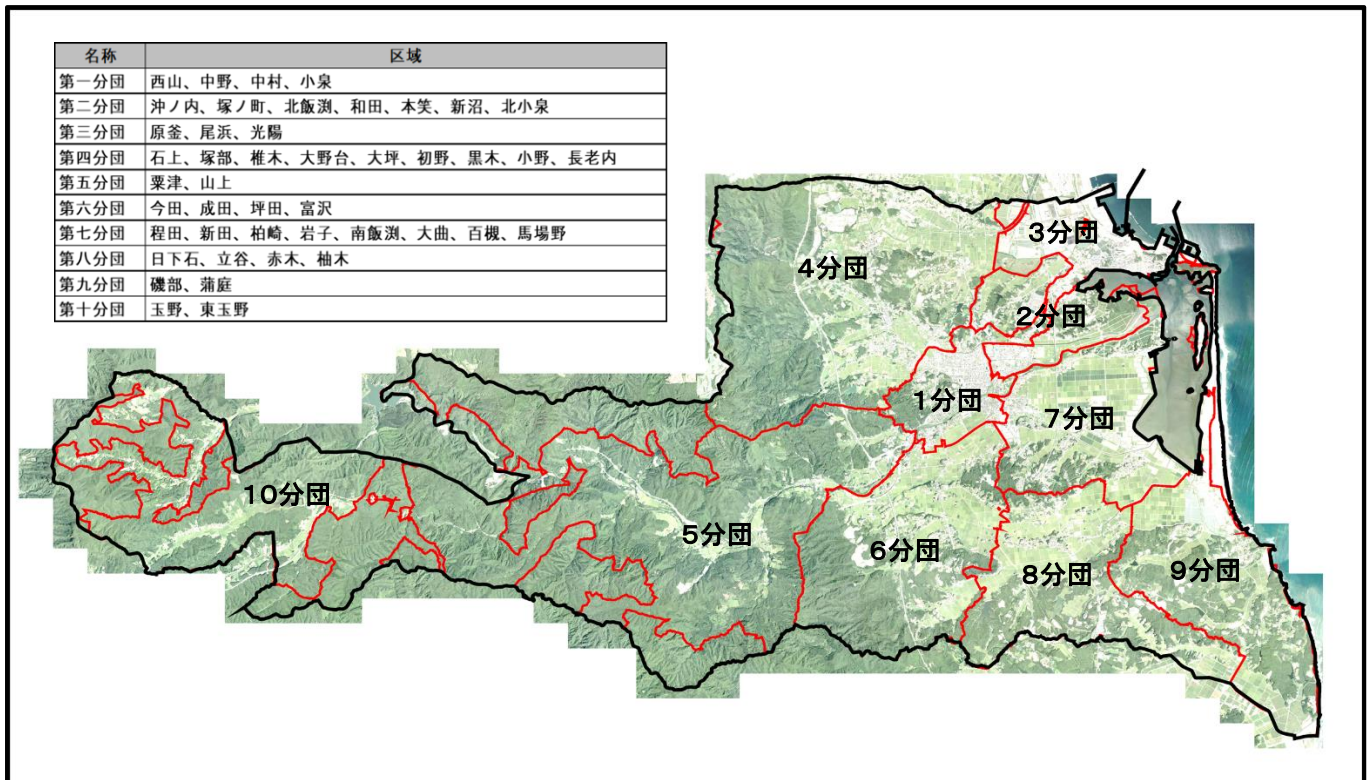
4 応急手当

消防団員として必要な応急手当（心肺蘇生法、止血等）の知識・技術の習得に努めること。（普通救命講習の受講）

第9項 相馬市消防団の概要

1 管轄区域

各分団の区域は、以下のとおりである。



2 入団条件（市消防団設置等に関する条例第4条）

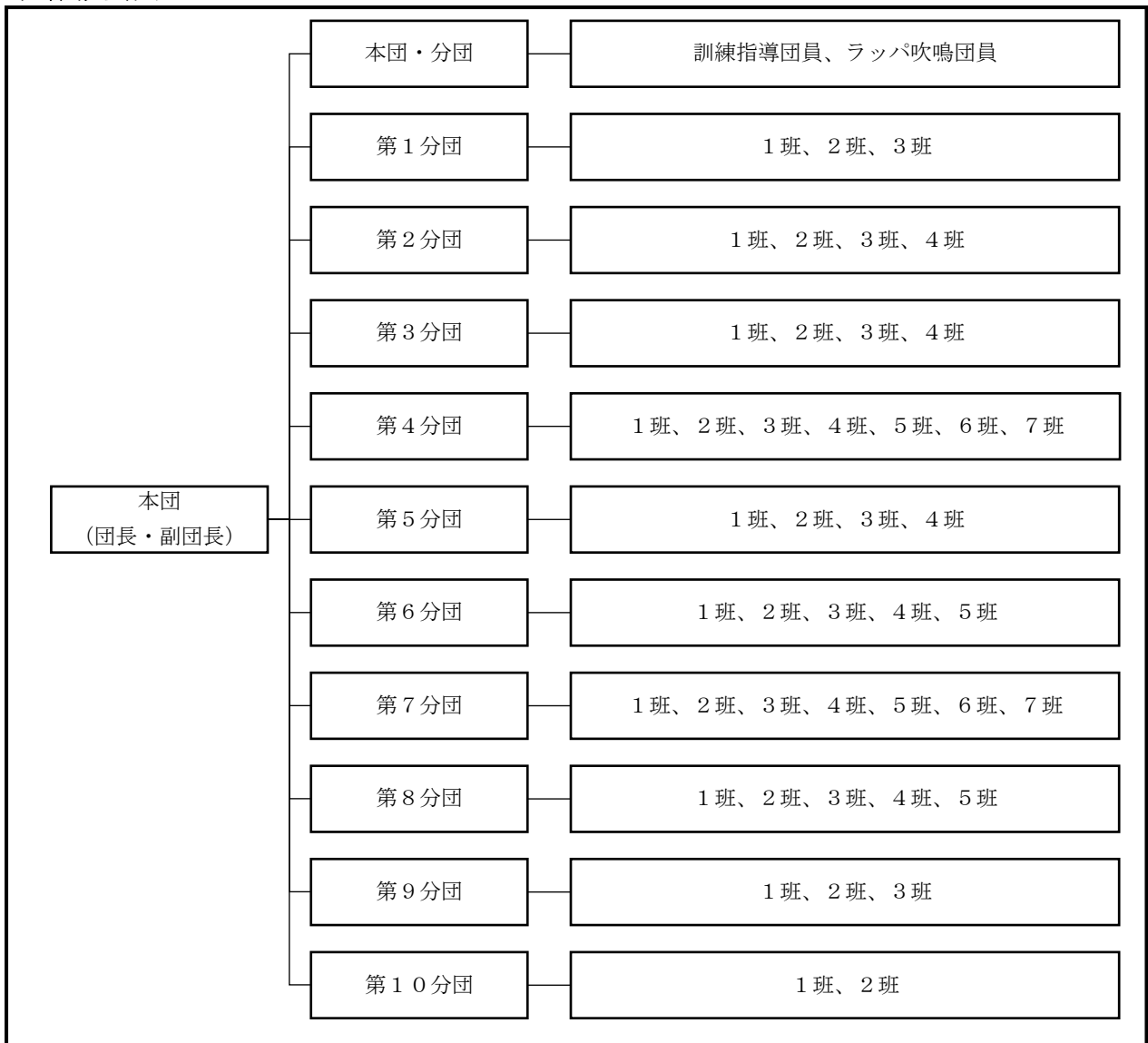
消防団員は、本市に居住する年齢満18歳以上の者で、かつ、志操堅固で身体強健な者でなければならない。

3 遵守事項（市消防団設置等に関する条例第14条）

消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に火災の予防及び警戒心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当る心構えを持たなければならないこと。
- (2) 規律を遵守して上司の指揮命令のもとに一致団結して事に当らなければならないこと。
- (3) 互に礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎まなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理にあたり、職務のほか使用してはならないこと。

4 組織概要図



5 定員及び配置 (階級別定員を含む)

名称	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		計
	職名	消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	機関員	その他の者	
本団		1	2	2	2	8	3	6	1	25
第一分団				1	1	1	3	5	29	40
第二分団				1	1	1	4	5	37	49
第三分団				1	1	1	4	6	36	49
第四分団				1	1	1	7	7	63	80
第五分団				1	1	1	4	4	36	47
第六分団				1	1	1	5	5	45	58
第七分団				1	1	1	7	7	63	80
第八分団				1	1	1	5	5	45	58
第九分団				1	1	1	3	3	27	36
第十分団				1	1	1	2	2	18	25
計		1	2	12	12	18	47	55	400	547

6 階級・報酬

区分		報酬額
団 長		年額 232,000円
副 団 長		年額 140,000円
分 団 長		年額 120,000円
副分団長		年額 84,000円
部 長		年額 60,000円
班 長		年額 40,000円
団 員	機関員	年額 38,000円
	その他の者	年額 36,500円

7 出動手当

区分	支給単位	費用弁償
災害及び警戒等のため出動した場合	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
訓練等のため出動した場合	2時間未満	2,000円
	2時間以上	4,000円

8 福祉共済

相馬市消防団員は、公益財団法人日本消防協会の「消防団員等福祉共済」に加入している。

《共済金額》

消防団員が万が一死亡、又は障がいを受けた場合等、その事由により次の給付種別の共済金額が給付される。

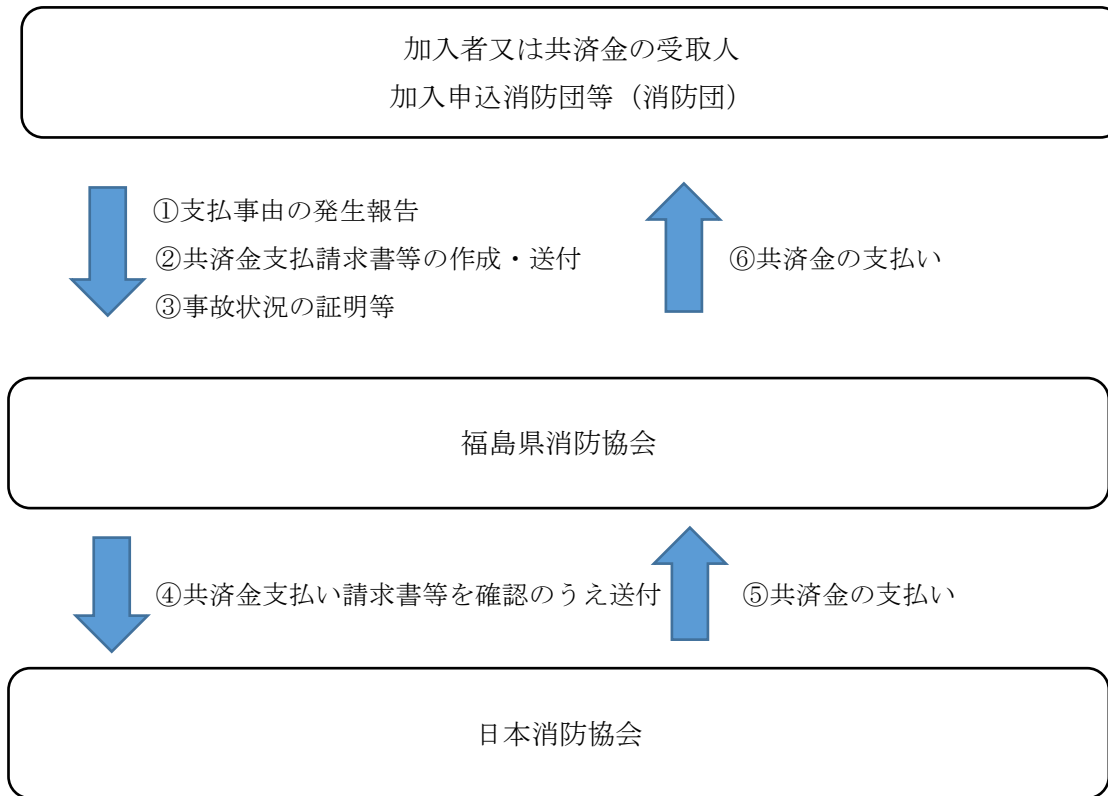
区分	事由	給付種別				共済金額（円）
死亡	公務・公務外	遺族援護金				1,000,000
	公務	弔慰金				23,000,000
		弔慰 救済金	付加給付	1号	10,000,000	
				2号	7,000,000	
				3号	5,000,000	
保育援護金				1人 250,000		
重度障害 (障害の等級 1級又は2級)	公務・公務外	生活援護金				1,000,000
	公務	重度障害見舞金				23,000,000
		見舞金	付加給付	1号	6,000,000	
				2号	4,500,000	
				3号	2,500,000	
保育援護金				1人 250,000		
障害 (障害の等級 3級～12級)	公務・公務外	障害 見舞金	3級又は4級		500,000	
			5級又は6級		300,000	
			7級又は8級		180,000	
			9級又は10級		90,000	
			11級又は12級		60,000	
	公務	見舞金	付加給付	3級	1号	750,000
				～	2号	750,000
				6級	3号	500,000
				7級	1号	500,000
				～	2号	500,000
			9級	3号	400,000	
入院	公務・公務外	入院見舞金（120日限度） 7日以上の入院で1日あたり				1,500

《掛金》

掛金は、加入月により以下のとおりとなる。

加入月日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
掛金（円）	3,000	2,750	2,500	2,250	2,000
加入月日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
掛金（円）	1,750	1,500	1,250	1,000	750

《共済金の請求・支払いの流れ》



その他、詳細な点については、相馬市地域防災対策室までお問い合わせください。

9 火災共済

相馬市消防団員は、生活協同組合全日本消防人共済会の「B型火災共済」に加入している。

《共済金額・掛金》

契約口数	共済金	建物と動産の配分	
		建物 4	動産 1
25口・2,500円	375万円	300万円	75万円

※契約口数は1口100円で、相馬市消防団は25口で加入しています。

※新規加入の場合は出資金として別途200円が必要になります

建物と動産の配分は常に4：1となっている。

ただし、借家（アパート等）、親族以外の者が所有する住宅に居住する組合員の共済物件については、動産のみ共済物件として取り扱い、建物と動産の配分はしないものとし、罹災した時は、その損害の程度の割合によって、算出した共済金が給付される。

《お支払いする共済金の額（例）》

○火災共済金の場合

契約口数	罹災の度合い（焼損率）		
	56%以上	50%以上	20%以上
25口・2,500円	375万円	約330万円	約130万円

※火災等の場合、焼損率が56%以上の時、全焼として扱います。

※焼損率とは、建物延面積に対する焼損延べ面積の割合のことで、この焼損率を基準として共済金を算出します。

○風水雪害等の場合

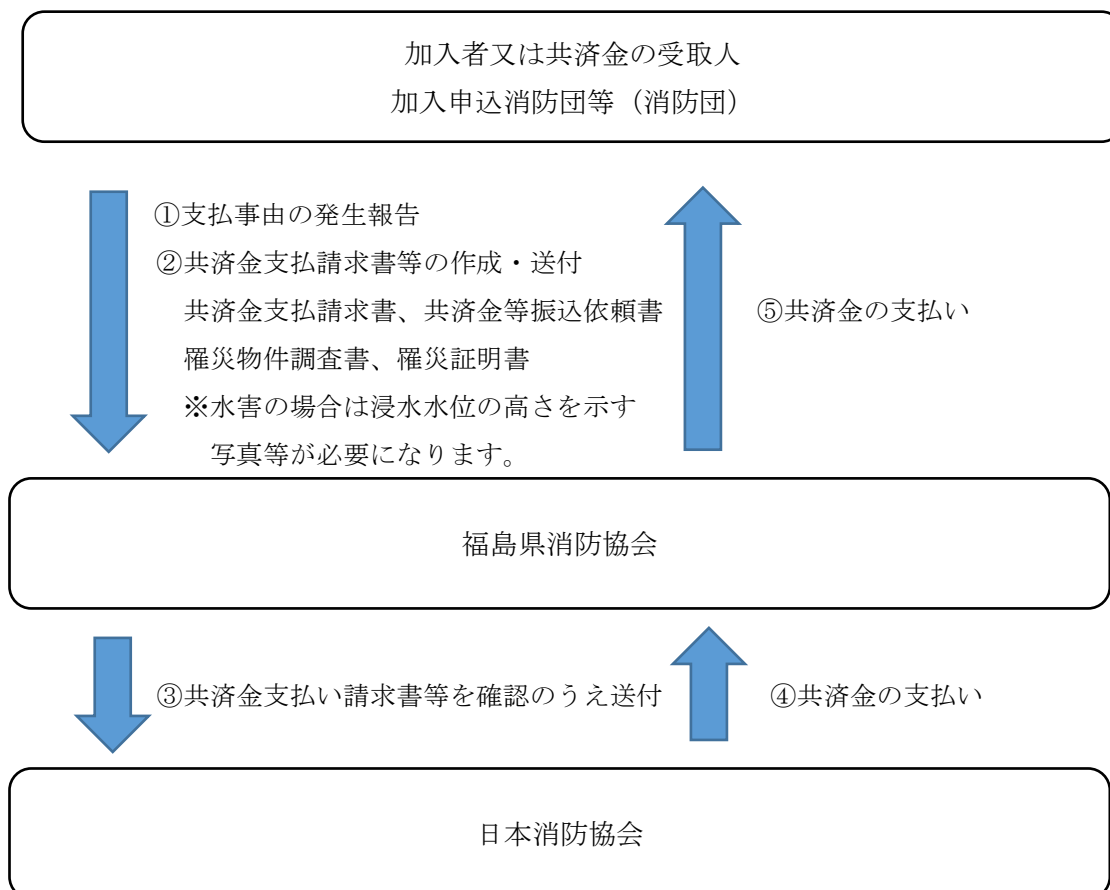
契約口数	損害の程度			
	全損 (70%以上)	半損 (30%以上70%未満)	小損 (20%以上30%未満)	一部損 (20%未満)
25口・2,500円	75万円	37.5万円	15万円	7.5万円

※建物又は動産の損害の額が、合計20万円を超えない場合は、対象外となります。

《注意事項》

共済金の支払いを請求する権利は、その支払い事由が生じたときから3年を経過したときに時効によって消滅するので、速やかに請求の手続きを行うこと。

《共済金の請求・支払いの流れ》



その他、詳細な点については、相馬市地域防災対策室までお問い合わせください。

10 消防団員等公務災害補償

(1) 公務災害補償制度

消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市が消防団員またはその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものである。

《損害補償の種類と概要》

- ◆療養補償…負傷したり、疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な療養を行い、または必要な療養の費用を支給するもの。
- ◆休業補償…負傷したり、疾病にかかった場合に、療養のため勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入を得られなかったときに、その勤務や業務に従事することができない期間に対し支給するもの。
- ◆傷病補償年金…負傷したり疾病にかかったりした場合で、療養の開始後1年6箇月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、その傷病が継続している期間、次により算定した年金を支給するもの。
- ◆障害補償…負傷したり疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害の等級により、年金または一時金を支給するもの。
- ◆介護補償…障害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、常時または随時介護を要する状態にある者が、介護を受けたために費用を支出したときにその費用を支給するもの。
- ◆遺族補償…消防団員等が死亡した場合に、その遺族に対し、遺族補償年金または遺族補償一時金を支給するもの。
- ◆葬祭補償…消防団員等の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して支給するもの。

《支給額》

公務災害補償金は、損害補償の種類等により異なるため、市地域防災対策室までお問い合わせください。

(2) 自動車等損害見舞金

消防団（水防団）の災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付する制度である。

《自家用車の範囲》

- ◆団員が所有する自動車等。
- ◆団員と生計を同一にしている親族の所有する自動車等。
- ◆団員又は生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人の所有する自動車等。
- ◆割賦販売等で購入した自動車等で、その所有権が売主に留保されているもの。
- ◆譲渡により担保の目的とした自家用車等で、その所有権が担保権者にあるもの。

《見舞金の対象となる損害の範囲》

- ◆災害発生時または災害発生のおそれがあるときに、緊急に自動車を使用し、または使用させて出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害。
- ◆平常時において、やむを得ず自家用車を消防団活動に直接使用し、または使用させた場合において、その活動中に生じた損害（消防団の活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く。）

《見舞金の適用除外》

- ◆団員の故意によって生じた損害。
- ◆無免許運転、酒気帯び運転等をしている際に生じた損害。
- ◆団員の運転により人（運転者及び同乗者を除く。）を死傷させた事故により生じた損害。
- ◆事故により刑事訴追を受ける場合の損害。
- ◆消防団活動に必要な合理的な経路または場所以外で生じた損害。

《見舞金の額》

修理費の額	見舞金の額
100,000 円以上	100,000 円
95,000 円以上 100,000 円未満	95,000 円
90,000 円以上 95,000 円未満	90,000 円
85,000 円以上 90,000 円未満	85,000 円
80,000 円以上 85,000 円未満	80,000 円
75,000 円以上 80,000 円未満	75,000 円
70,000 円以上 75,000 円未満	70,000 円
65,000 円以上 70,000 円未満	65,000 円
60,000 円以上 65,000 円未満	60,000 円
55,000 円以上 60,000 円未満	55,000 円
50,000 円以上 55,000 円未満	50,000 円
45,000 円以上 50,000 円未満	45,000 円
40,000 円以上 45,000 円未満	40,000 円
35,000 円以上 40,000 円未満	35,000 円
30,000 円以上 35,000 円未満	30,000 円

11 退職報償金制度

退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるため創設された 制度である。

《支給額》

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その階級及び勤務年数に応じて支給する。

勤務年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000



改訂履歴

版	作成日	備考
初版	令和2年12月	
第二版	令和5年4月	相馬市消防団設置等に関する条例の改正に伴い修正

相馬市 総務部
地域防災対策室 消防防災係
相馬市中村字北町63番地の3
TEL：0244-37-2121
FAX：0244-35-4196